特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	健康増進事業(生活習慣の改善等に関する保健指導等) の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、健康増進事業(生活習慣の改善等に関する保健指導等)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和6年8月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	健康増進事業(生活習慣の改善等に関する保健指導等)の実施に関する事務				
②事務の概要	市民の健康の増進を図るため、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項の規定に基づき以下の事業を実施し、保健指導等の対象者の情報の管理を行う。 ①健診結果説明会 (特定保健指導プログラムに沿った集団指導) ②SmaNARA6か月チャレンジ (個人個人が6か月間、自分自身の日常生活の記録をつけ、サポートを行う保健師等とともに生活習慣を見直す事業)				
③システムの名称	各種成人保健指導·講座等事務台帳				

2. 特定個人情報ファイル名

各種成人保健指導・講座等情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表111の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 <選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署

① 部署 健康医療部 保健所 健康増進課 ② 所属長の役職名 健康医療部 保健所 健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

郵便番号630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年7月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年7月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	5書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[O]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・3	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	公表日	2023年7月11日	2024年8月26日	事後	標準化業務のため
令和6年8月26日	Ⅱ -1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年7月1日時点		その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和6年8月26日	Ⅱ -2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年7月1日時点		その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和6年8月26日	公表日	2023年7月11日	2024年8月26日	事後	標準化業務のため
令和6年8月26日	I -3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表第一(76の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第 1項 別表101の項		その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない